

5. 宇陀市防犯カメラ設置事業補助金

1. 趣旨・目的

住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う防犯カメラ設置事業に要する経費の一部を補助します。

対象団体

自治会、認可地縁団体又は宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した宇陀市まちづくり協議会

対象事業

- 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- 防犯カメラの設置を示す看板等の設置に要する経費

公募時期

R6年6月1日～R6年9月30日

補助額

補助対象経費の2／3以内の額（上限額20万円）

問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）